家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン

第４版

平成21(2009)年３月

財団法人　家電製品協会

目　次

ま え が き

家電製品の安全確保に関しては、製造者による安全な製品の供給と、使用者による安全に配慮した正しい取扱いが必要である。家電製品の使用者は専門的な知識を特に持たないことを、製造者としては十分に配慮するべきであり、安全な取扱いを理解願うには表示の分かりやすさが重要となる。

従来から家電製品の製品本体、取扱説明書などにこれらの表示は行われているが、危険の度合いや、指示事項の表現方法、内容が製品ごとに異なったりして、必ずしも使用者に明確なものではない。

安全への社会的な関心の高まりとあいまって、使用者に対する安全確保のための情報提供の重要性は増している。(財)家電製品協会では分かりやすい表示のあり方を検討し、ここにガイドラインを作成した。家電製品は多種多様にわたり、また安全技術の進歩も著しいことから、効果的な表示のためには、それぞれの製品に即した表示と、また定期的な見直しの必要がある。これをすべて共通のガイドラインで定めることは困難であり、また適切でもないことから、基本的な考え方と基本的な表示事項についてのみまとめた。

実際の運用に当たっては、当該製品担当の工業会が個々の製品に関して、このガイドラインに沿って具体的なガイドラインまたはマニュアルを作成することが望ましい。

第4版によせて

本ガイドラインは、平成5(1993)年に第1版、平成9(1997)年に第2版、平成12(2000)年に第3版、平成15(2003)年に第3版補足版を刊行した。この内容は賛助会員会社ならびに賛助工業会のご努力によって着実に実施され、製造者による安全な製品の提供と、使用者による安全に配慮した正しい取扱いに大きな貢献を果たしてきた。また、関連団体・企業においても本ガイドラインを参照した表示実施要領が定められて運用されており、他の業界へも大きな影響を与える存在となっている。

この第4版は、製品事故の約3分の1が誤使用による事故で占められている現状に対し、使用者（消費者）に身近な家電製品に潜む危険性を正しく伝えるための表示ガイドラインとして改訂している。そのため、安全表示ワーキンググループでは、平成17年度から警告表示のあり方に関する研究および消費者の実態調査を行った。今回の改訂のポイントは、国際規格との整合性確認、取扱説明書で警告表示項目が多すぎて重要な表示が目立たなくなる場合の対処方法の事例追加、カタログ・包装箱の事例追加および平成21年4月から施行される製品の経年劣化が原因で起こる事故に対する注意喚起のための長期使用製品安全点検制度・安全表示制度の事例追加等である。

安全に対する社会的な関心の高まりにより、製造者による安全な製品提供と的確な表示情報の提供、および使用者による安全に配慮した正しい取扱いは、ますます重要性をもってくる。

また、年少者、高齢者、障がい者、在日外国人等への配慮は、今後も高まるであろうことを認識して、使用者（消費者）が理解し、的確に判断できる『取扱い説明』としての努力を今後も継続していく必要がある。

関係各位に本ガイドラインを活用し、読みやすく、理解しやすく、記憶に残る安全表示の実現に向けての努力をお願いする次第である。

1. ガイドラインの目的

このガイドラインは家電製品（以下、製品という）の安全な使用を確保し「人身への危害と財産への損害を未然に防ぐための表示」と、長期使用に際して安全性を維持する「安全点検のための表示」の両者に関して基本的な事項と考え方を示す。

2. 適用対象

2.1 表示内容

日本国内仕様の製品の消費者向けの表示のうち、安全使用の確保および安全性維持のための表示（以下、警告表示という）に適用する。ただし、「電気用品安全法」あるいは「消費生活用製品安全法」等の法令により定められた表示については、それらを順守することとし本ガイドラインの対象外とする（参考：付表－７(A)）。

2.2 表示媒体

対象となる表示物には次のようなものがある。

・製品本体（ラベル等を含む）
・取扱説明書（簡単ガイド等を含む）
・カタログ
・包装箱
・その他、上記に準じる表示媒体

3. 警告表示に関する基本的な考え方

本来、製品それ自体、人の生命・身体または財産を侵害するような危険のない安全なものとなるように設計・製造される必要がある。警告表示の役割は、このような技術面での対応を補完するものであり、製品の取扱いにおいて使用者が必要とする危険を回避するための情報を提供し、安全な使い方ができるように支援・誘導することにある。

3.1 表示事項

警告表示は、開発時点の製品安全技術の水準において技術的手段では合理的に対応できないと考えられる、製品に存在する（または内在する）人身への危害または財産への損害を引き起こす可能性のある事項に関して行う。

3.2 配慮事項

警告表示の内容は、製品の使用者の知識、習慣、能力および一般常識などを考慮し、誤解なく十分理解が得られるものとする。

なお、製品の使用者は、購入者はもとより、その家族、来客、購入者から製品を譲渡された人など（年少者から高齢者までを含む）広範囲に及ぶことも配慮した表示とする。

また、人身への危害と財産への損害を防ぐため、製品の使用場面を想定した予見可能な誤使用についても配慮して行うものとする。

3.3　3段階のレベルの表示

警告表示を効果的に行うため、人身への危害と財産への損害の程度を、第5項に示す「危険」、「警告」および「注意」の3段階のレベルに分類し、それぞれに適した表示を行う。

3.4　表示の要素

警告表示は原則として次の4つの要素で行う。

a）注意を促す図記号：一般注意図記号を用いる。

b）危害・損害の程度：危害・損害のレベルを示す「危険」、「警告」および「注意」の用語。

c）絵　表　示　：禁止、注意、指示事項を示す警告図記号やイラストレーション、絵などを指す。

d）説　明　文　：危害・損害の内容、それらに対する回避方法および応急措置などを示す文章。

3.5　警告図記号の分類

警告図記号の分類は、表1による。

表1　　警告図記号の分類

分類	適　用　概　要
禁止図記号	製品の取扱いにおいて、その行為を禁止する図記号。
注意図記号	製品の取扱いにおいて、発火、感電、高温などに対する注意を喚起する図記号。
指示図記号	製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制する図記号。

3.6　表示の対象とする段階

警告表示は、製品の購入から廃棄に至る各使用段階のすべてを対象とする。

4.　警告表示の対象とする事項

人身への危害あるいは財産への損害を引き起こす可能性のある危険源について、次の（1）～（9）に示される製品の購入から廃棄に至る使用段階ごとに、危険回避・安全確保に関する情報の表示を行う。（詳細項目を含めて、付表－6を参照のこと）

〔製品使用各段階における制限・指示事項の例〕

（1）購入
（2）設置・据付
（3）使用前の準備
（4）用途以外の使用
（5）使用方法
（6）保守・点検
（7）異常時の処置
（8）製品保管時の禁止事項
（9）製品廃棄時の処理

5.　危害・損害の程度の表示

危害・損害の程度は、「危険」、「警告」および「注意」の３段階のレベルに分類し、その表示方法は、一般注意図記号と「危険」、「警告」または「注意」の用語を組み合せて使用する。

5.1　３段階のレベルの定義

ａ）「危険」（Danger）

取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷（*1）を負うことがあり、かつその切迫の度合いが高い危害の程度

ただし、この表示は限定的に使用し、多用しない。

ｂ）「警告」（Warning）

取扱いを誤った場合、使用者が死亡または重傷（*1）を負うことが想定される危害の程度

ｃ）「注意」（Caution）

取扱いを誤った場合、使用者が軽傷(*2)を負うことが想定されるか、または物的損害(*3)の発生が想定される危害・損害の程度

（＊１）重傷とは失明、けが、やけど（高温・低温）、感電、骨折、中毒などで後遺症が残るものおよび治療に入院・長期の通院を要するものをいう。

（＊２）軽傷とは、治療に入院や長期の通院を要さないけが、やけど、感電などをいう。

（＊３）物的損害とは、家屋・家財および家畜・ペット等にかかわる拡大損害を指す。

6.　警告表示の内容とその表現方法

次の事項は、警告表示の手段（製品本体、取扱説明書、カタログなどへの表示）のすべてに関して適用する。

6.1　使用者の想定

警告表示はその製品の使用者を想定して行う。ただし、製品の使用者は一般消費者であり、購入者だけでなく、来客、購入者から製品を譲渡された人なども含まれる。また、使用者には年少者、高齢者、病人、身体障がい者、文化や習慣の異なる在日外国人なども含まれる。製品の特性によってはこれらを考慮し、必要に応じて、保護者・介護者、または、これに準じる人に対して、危険回避・安全確保の処置を求めるための表示を行う。

6.2　警告表示の内容の検討

次の項目を具体的に検討し、使用者が危険を予防したり回避したりするための具体的な行動を促す事項や内容を、警告表示の手段（媒体）の特性に応じて適切に表示する。

ａ）取扱いを誤った場合、どんな危害や損害が発生するのか。

ｂ）その発生の可能性（確率あるいは頻度）はどのくらいか。

ｃ）危害や損害の程度はどのくらいか。

ｄ）その危害や損害を避けるにはどうすればよいか。

ｅ）発生した場合の処置はどうすればよいか。

また、据付・設置、移設に伴って、危害や損害発生のおそれがあり、専門家（販売店など）への依頼を必要とする事項があれば、明記する。

6.3 危害・損害の程度の表示方法

危害・損害の程度の表示は、必ず注意を促す図記号（一般注意図記号）と危害・損害のレベル（「危険」、「警告」または「注意」の用語）を組み合わせて表示する。
表示方法は、付表－１(Ａ)(Ｂ)による。

6.4 絵表示

警告表示の要点を使用者が一目で理解できるよう、必要に応じて絵表示を用いる。絵表示には、警告図記号およびイラストレーションや絵など（以下、イラストという）があり、組み合わせて用いるのがよい。
警告図記号を付表－２に示す。

6.5 イラストの活用

使用者が分かりやすいように、イラストを使った表示が望ましいが、この場合はイラストの近傍に、警告図記号を添える。
なお、製品本体や取扱説明書での警告表示においては、製品イラストを擬人化すること(＊４)は望ましくない。
付表－３(Ｂ)の例を参照。

（＊４）例えば、製品を擬人化（キャラクター化）し、手足を出したイラストが踊ったりしている表現等は、製品に振動を与えても大丈夫とか危険からすぐ逃げられるなどの誤解を与える。また、笑った顔のキャラクターイラストで表現した警告表示は、重要でないと見られる可能性がある。小児向け、教育用のパンフレットなどの場合は、その扱い方に十分な配慮が必要である。

6.6 説明文表示

文章は簡潔明瞭で分かりやすく、誤解を生じないものであること。また「必ず守ること」、「…を禁止」などの行動を直接指示する言葉を伴って、明確に危険回避の指示を与えるものであること。指示の内容に、禁止事項と指示事項の両方を含む場合は、まず禁止事項を優先して表示し、次いで指示事項を表示することを原則とする。
なお、絵表示のみで表示の意味が理解されると思われる場合は、その説明文を省略してもよい。
文章の表現においては、次の要点に配慮する。

ａ）単文構造で表現する。
ｂ）敬語や謙譲語表現は分かりにくくなるのでなるべく使わない。
ｃ）一文は一意とし、理解しやすくする。
ｄ）一文は原則として40字以内とする。長くなると意味がとりにくくなる。
ｅ）能動態表現とする。受動態表現は分かりにくくなるので使わない。
ｆ）専門用語、技術用語は理解されにくいので必要最小限にとどめる。
ｇ）代名詞による部品や部分の指示は、あいまいとなりやすいので使わない。
ｈ）漢字の使用は、原則として常用漢字の範囲内とする。

6.7 新規の警告図記号を使用する場合

付表－２の警告図記号以外に、新たに警告図記号を使用しようとする場合は、そのデザインと意味について、このガイドラインの引用規格などと照らし合わせながら、関係工業会と(財)家電製品協会とが協議するものとする。

7. 表示の手段

7.1 製品本体への表示

7.1.1 製品本体へ表示する項目

製品本体の警告表示は、警告表示項目の中で、事故が発生すると大きな危害・損害に及ぶ可能性のある項目を表示する。

7.1.2 製品本体への表示方法

警告図記号を製品本体に表示する場合は、付表－３(A)に基づき、危害・損害の程度、警告図記号および説明文を表示し、視認性・耐久性も考慮の上決定すること。

7.1.3 製品本体への表示の種類

製品本体への表示（以下、本体表示という）は、本体への刻印、本体への印刷、本体に貼り付けたラベルなど適切な方法を採用する。

なお、電子ディスプレイ媒体による表示は、あくまでも補助的な手段として考える。

7.1.4 本体表示の位置

本体表示は、その製品を使用するとき、設置するときまたは操作するとき、使用者から容易に見え、読める位置にあること。

7.1.5 本体表示の大きさ

本体に表示する文字や図記号の大きさは、高齢者でもわかりやすい大きさを考慮し、原則次のとおりとする。

ａ）図記号の最小の大きさは、１辺が８ｍｍの基本正方形(＊５)とする。

ｂ）説明文に使用する文字サイズは、８ポイント(写植12級相当、文字高さ：３mm相当)以上とする。付表－３(A)の例を参照。

（＊５）基本正方形の定義は、付表－１（B）に示す。

7.1.6 本体表示の文字の書体

説明文の文字の書体は、ゴシック系が望ましい。

7.1.7 背景色とコントラスト

図記号と背景色とのコントラスト(明度差)は、マンセル値4.0以上(＊６)とする。

なお、背景色は白系統色が望ましい。

（＊６）マンセル値の測定方法や定義は、JIS Z 8721（色の表示方法－三属性による表示）に準拠して表示するものとする。

7.1.8 本体表示の留意事項

ａ）絵表示区画に表示する警告図記号は、注意を促す一般注意図記号より大きく強調して用いる。

ｂ）事故が発生すれば、即時に周辺に被害を及ぼす可能性のある事項を表示する場合、その本体表示は、製品の使用者のみならず周辺の人にも容易に見え、危険発生の回避処置がとれるような位置と大きさであること。

ｃ）本体表示は容易に磨耗・日光・油・ほこり・泥などで色あせしたり、損傷したり、汚れたりしない位置とする。また上記のような不具合を生じない素材、イ

ンク、接着剤を使用する。

d）本体表示は長期の使用を配慮して、十分な耐久性を持つこと。または家庭で製品本体の清掃に使用される洗剤や化学雑巾などに対しても十分な耐久性を持つこと。 またそのような素材、インク、接着剤を使用する。

7.2　取扱説明書への表示

7.2.1　表示方法

取扱説明書への表示方法は、付表－３(B)に示す例に基づき、危害・損害の程度、警告図記号および説明文を表示する。また、以下に分類するように、それぞれの特性を理解し、製品や対象とする使用者にとって最も理解されやすいと考えられる方法で使い分けを行う。

a）危害・損害の程度別警告表示方法

・危害・損害の程度順にまとめて記載する方法

・警告表示項目が少ない場合などに有効な方法

b）集合警告表示方法

・予測される発生事象・結果現象（火災・けが等）などで集約し、安全上の警告内容を簡潔にまとめて記載する方法

・警告表示項目が多く煩雑に思われる製品に有効な方法

c）シーン別警告表示方法

・使用場面や部位別に警告表示を分類して記載する方法

・使用状態での注意喚起が必要と思われる製品に有効な方法

7.2.2　記載位置

製品の特性に応じて、まとめて最も目立つところに表示する。例えば冒頭のページなどに記載する。

また、必要に応じて本文中の関連箇所にも重複記載するのがよい。この場合、危害・損害の程度を示す表示を、その都度表示するほか、書体や色、レイアウトなどで目立つように配慮する。

7.2.3　警告図記号の大きさおよび説明文の文字サイズ

取扱説明書に使用する図記号の大きさおよび説明文の文字サイズは、高齢者でもわかりやすい大きさを考慮し、原則次のとおりとする。

a）図記号の最小の大きさは、１辺が８mmの基本正方形とする。

b）文字サイズは、10ポイント(写植14級相当、文字高さ：3.5mm相当)以上とする。

7.2.4　書体

取扱説明書の表示の「見出し」に使用する文字の書体は、ゴシック系を使用するなど目立つように強調して表示する。

7.2.5　表示の留意事項

a）取扱説明書には、製品本体に表示した事項は必ず表示する。

b）製品本体と取扱説明書、カタログその他の表示は、相互に矛盾した表現や内容などがないように留意する。

ただし、本体表示は、スペースの関係上、製品に危険性が存在することを訴える注意図記号による「状況」表示に原則限られる場合が多い。取扱説明書は、記載スペースも多いことから使用者に「○○しない」「○○する」など禁止図記号・指示図記号で具体的行為を促す記載が可能であることから、製品の特性や表示する警告の内容に応じて、それぞれに最適な表示となるよう配慮する。

ｃ）簡易取扱説明書（簡単ガイド、インストラクションシート等）においてもｂ）と同様の対応とする。

ｄ）テレビ等に内蔵されている電子取扱説明書での扱いにおいては、警告情報として故障時に確認できなくなることから、紙面上での記載を基本とする。

7.3　カタログへの表示

・安全のために使用環境や使用条件の制限を必要とするなど、購入前に消費者に知らせる必要のある事項はカタログに必ず記載する。付表－３(C)の例を参照。

・「安全点検」のための表示は、製品ごとの代表的なチェック事項を記載し、内容は(財)家電製品協会および関係工業会の取り決めに従う。付表－４を参照。

7.4　据付説明書、サービス技術資料等への表示

販売店、工事店などによる使用者への助言の便宜を考慮し、必要に応じて据付説明書、サービス技術資料にも表示する。表示方法は、取扱説明書の表示方法に準じるものとする。

7.5　タグまたは包装箱（個装箱）への表示

7.5.1　製品本体表示の代用としての表示

ａ）製品本体への表示が困難な場合は、タグによる表示も可とする。
　同様に包装箱（個装箱）への表示も可とする。

ｂ）表示方法は、製品本体への表示に従う。

7.5.2　包装箱、包装資材への表示

製品の取扱に関する警告および注意事項とは別に、包装箱への表示として特別に要求されるものや、包装資材固有の警告事項として要求される表示については以下のようなものがある。それぞれの要求事項に沿って表示することとする。

ａ）取扱説明書の必読表示。付表－３(D)(１)を参照。

ｂ）重量物の取扱等に関する表示。付表－３(D)(２)を参照。

ｃ）窒息防止等、誤使用を避けるための表示。

・包装用ビニール袋を小児が被って遊ぶことによる窒息事故の防止など、注意喚起表示を包装資材に直接記載する例等。付表－３(D)(３)を参照。

8.　安全点検のための表示

製品を長期にわたって使用する場合、安全性を維持するには、「製品の経年変化に伴う安全点検」や「異常時の処置」に関して、使用者自身による点検と販売店による点検及び処置（清掃、修理）が大切である。安全点検マーク、キャッチフレーズ、イラスト、文章により、

消費者に対して安全点検の啓発を行う。

a）安全点検マーク及びキャッチフレーズは付表－４に示す。

b）イラスト、文章により、点検を要すると考えられる製品の状態を具体的に表示する。

c）定期的な点検が必要と考えられる場合は、必要に応じてその年数を表示する。

d）所定の年数で交換を必要とする部品があれば、必要に応じて表示する。

e）表示事項は、使用者自身で点検実施する内容、販売店への依頼を要する場合など、とるべき処置を表示する。

f）取扱説明書に表示する。必要に応じて、製品本体への表示、カタログへの表示を行う。また販売店などによる使用者への助言の便宜を考慮し、必要に応じてサービス技術資料にも表示を行う。取扱説明書・カタログでの表示の内容および表示の例を付表－４に示す。

9.　表示内容の充実とその改善

9.1　表示内容などの見直し

製造事業者（含む販売事業者）は製品ごとに、事故事例および製品安全性の進歩を評価、勘案し、現在の表示内容、表示方法、表示手段、危害・損害の程度について、定期的な見直しを行う。このとき、もれのないよう製品使用の各段階に関し、付表－６を参考とする。

9.2　関係工業会との連携

製品ごとに統一的で効果的な表示を行うため、関係工業会のガイドライン（実施要領）などに従う。

10.　表示関連法規

法規上（業界規約などを含む）表示を義務付けられている事項は、その法規に従った表示を優先する。

なお、引用規格や関連法規等の参考例として、付表－７（A）（B）を示す。

11.　ガイドラインの運用

本ガイドラインは５年をめどに（財）家電製品協会において定期的に見直すことを原則とする。この間に見直しの必要が生じた場合は、随時行うものとする。内容や運用上で不明な点あるいは疑義が生じた場合、随時関係工業会と（財）家電製品協会で協議する。

あ と が き

表示は直接に消費者を対象とすることから、効果的に行うためには生活習慣など十分配慮する必要がある。この点から実際の絵表示や文章表示の作成にあたっては、国際整合性と国民性の双方への配慮が必要である。

また安全の確保と維持に関しては、据付・設置、保守・点検、修理も重要な関係をもつことから、これを実施する技術者対象の表示も必要であるが、ガイドラインの構成、記述が複雑となることから別途の作成とし、このガイドラインは消費者のみを対象とした。

なお（財）家電製品協会賛助会員で家電製品以外の電気機器を製造する製造事業者および会員外の工業会または製造事業者も、消費者の使用が予想される電気製品に関しては勿論、その他の一般的な電気機器に関して、これを参考に表示を行うことを勧める。

付表－１（A）

危害・損害の程度の表示方法

(1)「危険」　〔5. 1　a ）項〕

危害・損害の程度を示す用語

・基本はゴシック系とする。
・字高は一般注意図記号の基本正方形の１辺と同じＡ寸法とし、位置は基本正方形に合わせる。（付表－１(B)参照）

一般注意図記号

・図記号は付表－２の2-01（一般注意）を用いること
・多色刷りの場合は次の色とすること
　　三角形の枠および！記号……黒
　　三角形の内部…………………黄色
・網かけ印刷の場合、三角形の内部は網をかけないこと

(2)「警告」　〔5. 1　b ）項〕

(3)「注意」　〔5. 1　c ）項〕

付表－１（B）

警告図記号の使用上の留意点

１．図記号の基本形状（図１）

ａ）禁止図記号、注意図記号および指示図記号の枠寸法を見かけ上、同一であるようにするために、一辺（A）の基本正方形を設定する。

ｂ）禁止図記号および指示図記号の円形は、基本正方形の1.25倍の外径とする。

ｃ）注意図記号の三角形は、基本正方形の1.5倍の正三角形を外側の縁とする。

ｄ）一般注意図記号を「危険・警告・注意」と組合せて使う場合の文字高さは、基本正方形の一辺と同じA寸法とし、位置は基本正方形に合わせる。（図２）

ｅ）それぞれの枠の大きさは、図記号の一つのセットの中では一定に保つことが望ましい。

２．図記号の最小の大きさ

ａ）図記号の最小の大きさは、A＝８mmとする。（図３は原寸大での表示）
ただし、注意を促すために使用する一般注意図記号に最小寸法が適用できない製品の場合は、視認性向上に十分な配慮が必要である。

図１

図２

図３

付表－２

警告図記号

１．禁止図記号

基本形状	色	使い方
	円および内部の斜線部分は赤とし、その他は白とする。	・製品の取扱いにおいて、その行為を禁止するために用いる。 ・⃠の使い方は、次のとおりとする。 (1)⃠の形状中に具体的な禁止事項を意味する図記号を黒色で図示する。⃠は図記号にかぶせる。 (2)図記号以外の絵（イラストレーション）を併用する場合は、その絵に⃠を添える。 (3)図記号を用いず、文章のみの場合は、その文章に⃠を添える。 (4)網かけ印刷の場合、⃠の内部は網をかけないこと。

	図　記　号	名称および意味	関連規格
1-01		名称：一般禁止 意味：製品の取扱いにおいてその行為を禁止するために用いる。	・JIS S 0101（5.1項） ・ISO 7010のP001
1-02		名称：火気禁止 意味：外部の火気によって製品が発火する可能性を示す。	・JIS S 0101の6.1.1 ・ISO 7010のP003
1-03		名称：接触禁止 意味：製品の特定場所に触れることによって傷害が起こる可能性を示す。	・JIS S 0101の6.1.2
1-04		名称：風呂、シャワー室での使用禁止 意味：防水処理のない製品を風呂、シャワー室で使用すると、漏電によって感電や発火の可能性を示す。	・JIS S 0101の6.1.3
1-05		名称：分解禁止 意味：製品を分解することで感電などの傷害が起こる可能性を示す。	・JIS S 0101の6.1.4

	図　記　号	名称および意味	関連規格
1-06		名称：水ぬれ禁止 意味：防水処理のない製品を水がかかる場所で使用したり、水にぬらすなどして使用すると漏電によって感電や発火の可能性を示す。	・JIS S 0101の6.1.5
1-07		名称：ぬれ手禁止 意味：製品をぬれた手で扱うと感電する可能性を示す。	・JIS S 0101の6.1.6

2．注意図記号

基本形状	色	使い方
	三角の枠部分は黒とし、内部は黄色とする。	・製品の取扱いにおいて、発火、感電、高温等に対する注意を喚起するために用いる。 ・△の形状の中に具体的な注意事項を表わす図記号を黒色で図示する。 ・網かけ印刷の場合、三角形の内部は網をかけないこと。
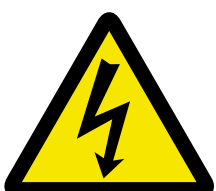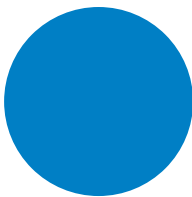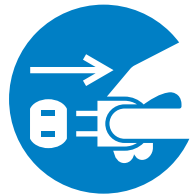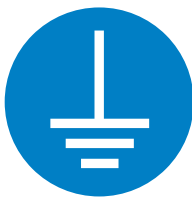
	図　記　号	名称および意味	関連規格
2-01		名称：一般注意 意味：特定しない一般的な注意を示す。	・JIS S 0101の6.2.1 ・ISO 7010のW001
2-02		名称：発火注意 意味：特定の条件において、発火の可能性を示す。	・JIS S 0101の6.2.2 ・ISO 7010 Amd.2のW021
2-03		名称：破裂注意 意味：特定の条件において、破裂の可能性を示す。	・JIS S 0101の6.2.3 ・ISO 7010のW002
2-04		名称：感電注意 意味：特定の条件において、感電の可能性を示す。	・JIS S 0101の6.2.4 ・ISO 7010 Amd.1のW012

	図　記　号	名称および意味	関連規格
2-05		名称：高温注意 意味：特定の条件において、高温による傷害の可能性を示す。	・JIS S 0101の6.2.5 ・ISO 7010 Amd.1の W017
2-06		名称：回転物注意 意味：モーター、ファンなど、回転物のガードを取り外すことによって起こる傷害の可能性を示す。	・JIS S 0101の6.2.6
2-07		名称：手や腕を挟まれないよう注意 意味：ドア、挿入口などで、手や腕が挟まれることによって起こる傷害の可能性を示す。	関連規格なし 但し手のデザインは ISO 7001－019 Do not dispose of rubbish here に準拠している
2-08		名称：指のケガに注意 意味：特定の条件において、ケガする可能性を示す。	関連規格なし
2-09		名称：手を挟まれないよう注意 意味：ドア、挿入口などで、手が挟まれることによって起こる可能性を示す。	関連規格なし

3．指示図記号

基本形状	色	使い方
	円の内部を青で塗りつぶす。	・製品の取扱いにおいて、指示に基づく行為を強制するために用いる。 ・●の形状の中に具体的な指示事項を意味する図記号を白系統で図示する。

	図　記　号	名称および意味	関連規格
3-01		名称：一般指示 意味：使用者に対し指示に基づく行為を強制する。	・JIS S 0101の6.3.1 ・ISO 7010のM001
3-02		名称：電源プラグをコンセントから抜け 意味：使用者に電源プラグをコンセントから抜くように指示する。	・JIS S 0101の6.3.2
3-03		名称：アース線を必ず接続せよ 意味：安全アース端子付きの機器の場合、使用者にアース線を必ず接続するように指示する。	・ISO 7010 Amd.2のM005

4．警告図記号使用上の留意点

①正確に伝えるため伝達補助表示を付加すること。
②伝達補助表示は、図記号の名称に相当するもので、省略した名称でも構わない。
③伝達補助表示は、原則図記号の下に書くこと。（下図参照）
④取扱説明書においては、説明文中で図記号の意味が伝えられていれば伝達補助表示はなくても構わない。
　しかし、使用者（消費者）の理解を促すために伝達補助表示を付加することが望ましい。

付表－３（A）

製品本体への警告表示の基本例

・製品本体への警告表示の基本例は、(1)縦型　(2)横型　(3)警告図記号区画なし　とする。
・実際の大きさや比率は適宜変更してよいが、次の点に留意する。

a）図記号の最小の大きさは、１辺が８mmの基本正方形とする。（付表－１（B）参照）
b）危険の種類を表わす図記号の大きさは、危害・損害の程度の表示に用いる一般注意図記号より大きく強調して用いる。
c）図記号と背景色とのコントラスト（明度差）は、マンセル値4.0以上とする。
なお、背景色は、白系統色が望ましい。
d）説明文に使用する文字サイズは、８ポイント（写植12級相当、文字高さ：3.0mm相当）以上とする。
e）説明文の書体は、ゴシック系が望ましい。

(1) 縦型

危害・損害の程度表示区画

警告図記号区画

説明文区画

(2) 横型

(3) 警告図記号区画なし

付表－３（A）

［応用例］

・製品本体の形状や大きさ等で基本例を適用できない場合は、視認性向上に配慮しながら、次の事例のような応用をしてもよい。

(1) 危害・損害の程度（「危険」「警告」「注意」）の応用例

・表示スペースなどで制約を受ける場合、次のような表記に変更してもよい。

(2) 複数の警告表示の例

(3) 一つの警告図記号で２つの警告表示の例

(4) 警告ラベルが矩形でない例

付表－３（Ｂ）

取扱説明書への警告表示の例

(1) 警告表示の導入文の例

警告表示内容の理解を促すために、次の要素を導入文として記載する。

①見出し　②導入文　③危害・損害の程度の説明文　④警告図記号の説明文

安全上のご注意必ずお守りください

■お使いになる人や他の人への危害、財産への損害を未然に防ぐため、必ずお守りいただくことを説明しています。

誤った取扱いをした場合に生じる危険とその程度を、次の区分で説明しています。

⚠警告	⚠注意
誤った取扱いをしたときに、死亡や重傷に結びつく可能性のあるもの。	誤った取扱いをしたときに、軽傷または家屋・家財などの損害に結びつくもの。

本文中や本体に使われている図記号の意味は、次のとおりです。

禁止	ぬれ手禁止	水ぬれ禁止
指示を守る	電源プラグを抜く	
感電注意（本体表示）	やけど注意（本体表示）	

(2) 警告表示の本文の例
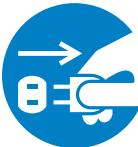
a）危害・損害の程度別警告表示方法の例

・取扱説明書への警告表示の基本例は、この表示方法とする。

・取扱説明書の警告説明文の構成は次のとおりとする。
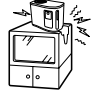
主文：想定される人への危害・財産への損害を未然防止するための内容を記載する。使用する警告図記号マーク（禁止、注意、又は指示）の形式で記載する。

副次文：原因・根拠、発生・結果、防止・対策の内容を長文にならないよう配慮し、必要な要素を含む連続した文章としてもよい。

水などが内部に入ったら、電源スイッチを切り電源プラグを抜く　｝主文

電源プラグを抜く

そのまま使用するとショートして、火災・感電のおそれがあります。
●販売店にご相談ください。　｝副次文

・危害・損害の程度の高い順にくくって表示し、⚠危険　⚠警告　⚠注意 の見出しを付けて、個別に警告表示を区分して表示する。

⚠警告

禁止　幼児の手の届く所や、不安定な場所では使わない

転倒すると約60℃のお湯がこぼれてやけどの原因。

禁止　蒸気吹出口にさわらない、顔などを近付けない

やけどの原因。

⚠注意

設置禁止　暖房機・テレビなどの電化製品や、熱に弱いテーブルなどの上に置かない

感電・ショートの原因。

使用禁止　落としたタンク・本体を使わない

水漏れして、ショート・感電・発火の原因。

＊事例は縮小記載した。

付表－３（Ｂ）

b）集合警告表示方法の例

・予測される発生事象・結果事象（火災・けが等）などを一つに集約した例。

＊事例は縮小記載した。

c）シーン別（場面別及び部位別）警告表示方法の例

・使用場面や部位における安全警告表示をまとめた例。

付表－３（C）

カタログへの安全表示の例

・見出しは「注意を促す図記号」と「安全に関するご注意」を表示例のように記載する。
表示例の記述は、製品毎に適切な内容で記載する。記載場所は裏表紙（表4）とする。

⚠安全に関するご注意	
●ご使用の際は、取扱説明書をよくお読みのうえ正しくお使いください。	●このカタログに記載の商品は一般家庭用です。・・

付表－３（D）

包装箱、包装資材への警告表示の例

・包装形態と製品内容を考慮し、運搬、開梱、設置、据付及び廃棄時の警告表示項目があれば表記する。併せて、取扱説明書がある場合、必読表示をする。

(1) 取扱説明書の必読表示の例

(2) 取り外し・取り付け注意表示の例

(3) 製品保護袋表示の例

このポリ袋は幼児の手の届くところに置かない
でください。頭からかぶるなどしたときに口や
鼻をふさぎ窒息するおそれがあります。

付表－4

安全点検マーク

長期使用家電製品の安全対策のため、次のシンボルマークをカタログ及び取扱説明書に表記する。

(1) 安全点検マーク

下図の安全点検マークを使用する。印刷色は金赤色とするが、印刷事情によっては広く同系色でも可とする。単色印刷の場合は色種を問わない。

(2) キャッチフレーズ

安全点検マークに近接してキャッチフレーズ「家電品愛情点検明るいくらし」を記載する。これを省略する場合は、安全点検マークにゴシック体で「愛情点検」の文字を添える。この文字は同色、白抜きとしてもよい。次に例を示す。

家電品
愛情点検明るいくらし

取扱説明書・カタログでの例

(1) 点検表示事項

・安全点検マークに近接して、啓発文「長年ご使用の○○○の点検を!」(○○○は製品名)および「こんな症状はありませんか」を表示する。

・製品ごとの代表的なチェック事項を表示する。
表示内容は(財)家電製品協会作成の安全啓発資料、関係工業会取り決めなどに基づき作成する。

・処置に関して、次を記載する。
「ご使用中止」および「事故の防止のため、電源プラグを抜き、販売店に点検・修理をご相談ください」との旨。

愛情点検　●長年ご使用の○○○○の点検を！

こんな症状はありませんか　……………………………………
……………………………………
……………………………………
▶　ご使用中止　事故の防止のため、……
……………………
……………………

(2) 関連事項の表示

長期使用に関連する次の事項を安全点検マークに近接して表示してもよい。

・補修用性能部品の保有期間に関する事項
「当社は、この○○○の補修用性能部品を製造打ち切り後○年保有しています」

付表－５

長期使用製品安全点検制度・安全表示制度について

(1) 消費生活用製品安全法の改正により、平成21年4月1日から施行される長期使用製品安全点検制度における製品本体および取扱説明書への表示例を紹介する。
- 長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い9品目について、点検制度が設けられた。
- 対象となる家電製品は、ビルトイン式電気食器洗機、浴室用電気乾燥機である。

(2) 電気用品安全法の技術基準省令の改正により、平成21年4月1日から施行される長期使用製品安全表示制度における製品本体および取扱説明書への表示例を紹介する。
- 経年劣化による重大事故発生率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化された。
- 対象製品は、①扇風機　②エアコン　③換気扇　④洗濯機（乾燥装置を有する物を除く）及び脱水機（洗濯機と一体になっているものに限る）　⑤ブラウン管テレビ

＊詳細情報は経済産業省ホームページ（下記のURL）から入手し、対応すること。
http://www.meti.go.jp/product_safety/producer/shouan/07kaisei.html

(1) 長期使用製品安全点検制度の安全表示例

●本製品の設計標準使用期間は、製造年月より△△年です。
●設計標準使用期間を超えて使用された場合は、部品等の経年劣化による発火・けが等の事故に至る可能性があります。
●点検期間内に法律で定められた点検（有料）を受検してください。

(2) 長期使用製品安全表示制度の安全表示例

<表示例>
表示は、スペースを有効に活用するため、ヨコ書き、タテ書きは問わない。

(①ヨコ書き)

【製造年】　20XX年
【設計上の標準使用期間】　△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

(②タテ書き)

【製造年】　２０XX年
【設計上の標準使用期間】　△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火・けが等の事故に至るおそれがあります。

付表－６　**製品使用各段階における制限・指示事項の例**

(1) 購入

・使用環境の制限
・使用条件の制限

(2) 設置・据付

・設置・据付説明書を読むことへの要請
・設置・据付者に関する制限・禁止
・設置時に使用する部材の制限・禁止
・設置環境の制限・禁止
・設置場所の制限・禁止
・設置方法の禁止事項
・予想される誤設置の禁止

(3) 使用前の準備

・取扱説明書を読むことへの要請
・使用前の準備を行う者の制限・禁止
・使用燃料などの制限・禁止
・電源接続などの制限・禁止
・使用前の製品の点検

(4) 用途以外の使用

・予想される用途以外の使用の禁止
・業務用に使用することへの制限・禁止

(5) 使用方法

・使用者の制限・禁止
・使用当事者の保護者・介護者などへの要請事項
・操作・運転についての要請事項
・予想される誤使用の禁止
・安全装置や適正な部品を正しく取り付けない状態での使用の禁止
・改造や安全機構を外すなど特殊な使用の禁止
・製品の安全性の劣化につながる使用の禁止
・定格連続使用時間、負荷などの条件を超える使用の禁止
・不使用時、不在時の処置
・天災・地変時の安全確保に必要な処置

(6) 保守・点検

・定期点検の勧め

・点検（保守）者の制限・禁止

・製品の点検範囲の制限

・点検や清掃（本体表示ラベルを含む）についての要請事項

・製品移動時、設置場所変更時の販売店など専門家への依頼

・点検をしないままでの使用の制限・禁止

・定期的にあるいは所定年数で交換を必要とする部品

(7) 異常時の処置

・不良や異常のままでの使用の禁止

・異常時のとるべき処置

(8) 製品保管時の禁止事項

(9) 製品廃棄時の処理

・取り外しておく部品や、別途の処置を要する燃料など

付表－７（A）

表示関連法規の例

製品によっては、表示に関して種々の関連法規が存在するが、その場合はこのガイドラインよりも関連法規が優先する。関連法規の例としては、次のようなものがある

法　律　名（含む条例）	備　　考
電気用品安全法	（通称：電安法、ＰＳＥ法）
消費生活用製品安全法	（通称：消安法）
家庭用品品質表示法	（通称：品表法）
製造物責任法	（通称：ＰＬ法）
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	（通称：独占禁止法、独禁法）
不当景品類及び不当表示防止法	（通称：景品表示法、景表法） 傘下に「家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約」がある。
消費者契約法	
工業標準化法	JIS S 0101:2000　消費者用警告図記号 JIS S 0102:2000　消費者用警告図記号－試験の手順 JIS S 0103:2002　消費者図記号 JIS Z 0152:1996　包装物品の取扱い注意マーク 各製品 JIS　等
計量法	
薬事法	
電気事業法	電気設備に関する技術基準
電気工事士法	
電波法	
特定家庭用機器再商品化法	（通称：家電リサイクル法）
エネルギーの使用の合理化に関する法律	（通称：省エネ法）
再生資源の利用の促進に関する法律	（通称：改正リサイクル法）
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に関する法律	（通称：容器包装リサイクル法）
個人情報の保護に関する法律	（通称：個人情報保護法）
ガス事業法	
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	
高圧ガス保安法	
水道法	
食品衛生法	
消防法	火災予防条例
建築基準法	
労働安全衛生法	ＧＨＳ国連勧告
消費者基本法	
不正競争防止法	
著作権法	
政令指定都市・消費者保護条例	
地方公共団体・消費者保護条例	

※「製品の表示・取扱説明書の充実・適正化に関する指導要綱」（1998.10.14付 通産省公報N0.13176号）
※「消費生活用製品の誤使用事故防止ハンドブック」（2005.3.31初版、独立行政法人製品評価技術基盤機構）

付表－７（B）　表示／安全に関係する国際規格と代表的な関連規格の例

（関連規格との対応の程度の表示方法）
表示方法は、ISO/IEC Guide 21に基づき、IDT（一致している）、MOD（修正している）、NEQ（同等でない）の記号で表示している。

１．表示／安全に関係する主なISO/IECガイド

1）ISO/IEC Guide 14:1977（JIS S 0114:2000, IDT）消費者のための製品情報に関する指針
2）ISO/IEC Guide 37:1995（JIS S 0137:2000, IDT）消費生活用製品の取扱説明書に関する指針
3）ISO/IEC Guide 50:2002　安全側面 ～ 子供の安全の指針
4）ISO/IEC Guide 51:1999（JIS Z 8051:2004, IDT）安全側面 ～ 規格への導入指針
5）ISO/IEC Guide 71:2001（JIS Z 8071:2003, IDT）高齢者及び障害のある人々のニーズに対応した規格作成配慮指針

２．図記号に関係する主な国際規格

(1) ISO規格

1）ISO 3864－1:2002（JIS Z 9101:2005, IDT）安全色及び安全標識～産業環境及び案内用安全標識のデザイン通則
2）ISO 7000:2004　装置に使用する図記号 ～ 索引及び摘要
3）ISO 7001:1990　装置に使用する図記号 ～ 公共用記号及び、Amendment 1
4）ISO 7010:2003　図記号 ～ 安全色及び安全標識 ～ 産業環境及び案内用の安全標識及び、Amendment 1:2006、Amendment 2:2007、Amendment 3:2007
5）ISO 9186－1:2007　図記号 ～ 試験方法 ～ 第１部：わかりやすさの試験方法
6）ISO 9186－2:2008　図記号 ～ 試験方法 ～ 第２部：試験知覚品質の方法
7）ISO 11683:1997（JIS S 0025:2004, MOD）高齢者・障害者配慮設計指針 ～ 包装・容器 ～ 危険の凸警告表示 ～ 要求事項
8）ISO 17724:2003　図記号－用語集

(2) IEC規格

1）IEC 60417－1:1998　機器用図記号 － 概要及び個別図記号の集成
2）IEC 60417－2:1998　機器用図記号 － シンボル原図
3）IEC 60617－1:1985（JIS C 0617-1:1999, IDT）電気用図記号 ～ 概説
4）IEC 60617－2:1996（JIS C 0617-2:1997, IDT）電気用図記号 ～ 図記号要素、限定図記号及びその他の一般用途図記号
5）IEC 80416－1:2008　装置に使用する図記号作成の一般原則

３．表示／安全に関係する主な法令及び規格（環境表示は除く）

(1) 国際規格

1）IEC 60065:2001（JIS C 6065:2007, MOD）オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器 ～ 安全性要求事項
2）IEC 60335－1:2001（JIS C 9335-1:2003, MOD）家庭用及びこれに類する電気機器の安全性 ～ 第１部 一般要求事項
3）IEC 60950:1999（JIS C 6950 2006, MOD）情報技術機器の安全性及び、Amendment 1:2007
4）IEC 62079:2001（JIS C 0457:2006, IDT）電気及び関連分野 ～ 取扱説明の作成 ～ 構成、内容及び表示方法
5）IEC 62233:2005　電磁波関連規格で、家庭用及びこれに類する電気機器の電磁界による人体曝露評価方法

＊最近では国際輸送規則によるリチウム電池の取扱い表示ラベル等の安全表示例もある。

(2) アメリカ

1) ANSI Z 535　シリーズ　米国国家規格 ～ 安全標識・警告ラベル基準 ～
   ANSI Z 535.1:2006　安全色
   ANSI Z 535.2:2007　環境及び設備の安全標識
   ANSI Z 535.3:2007　安全記号基準
   ANSI Z 535.4:2007　製品安全標識及びラベル
   ANSI Z 535.5:2007　（一時的危険源に対する）安全タグ及びバリケードテープ
   ANSI Z 535.6:2006　製品マニュアル及び取扱説明書並びにその他の附属資料の製品情報
2) 消費者製品の取扱説明書作成についての製造業者の指針（CPSC：米国消費者製品安全委員会、2003年10月発行）
3) UL 1492　テレビ、ビデオ、オーディオ機器の安全性
4) UL 6500（IEC 60065, NEQ）家庭用電子機器の安全性
5) UL 60335－1（IEC 60335-1, NEQ）　家庭用及びこれに類する電気機器の安全性
   第一部　一般要求事項
6) UL 60950（IEC 60950, NEQ）　情報処理機器の安全性
7) 包装関係表示に関するカリフォルニア州法（入数表示、ビニール袋に窒息注意表示等）
8) UFC 規格（米国鉄道貨物規格）RULE41に基づく段ボール箱の材質表示マーク
9) FTC 規則（米国連邦取引委員会規則）Act　1975において、平易英文法（Plain English, Plain language）という考え方が消費者製品の保証条項に適用される。

(3) カナダ

1) CAN/CSA－C22.2 No.1－M98　ラジオ・テレビジョン及び電子機器の安全性
2) カナダ消費者包装表示法（入数表示）
3) カナダケベック州公用語法

(4) イギリス

1) BS/EN 60065　家庭用電子機器の安全性
2) EEC publ.67/548（EC Offcial Journal L－180）危険物質の包装表示分類
3) ビニール袋に窒息注意表示（BS1193 section21:1991）

(5) ドイツ

1) DIN 30600　図記号の一覧表
2) DIN 8418（CEN/TC114）　情報機器の操作・サービスの取扱情報

(6) ＥＵ

1) 一般製品安全指令ＧＰＳＤ（2001/95/EC、2004年1月15日に発効）
2) 製造物責任に関する指令（85/374/EEC）
3) 低電圧指令（2006/95/EC）
4) 機械指令（98/37/EC）
5) ＥＭＣ（電磁両立性）指令（2004/108/EC）
6) 無線及び電気通信端末装置指令（1999/5/EC）
7) 消費者向け商品のための取扱説明書のEC決議（EC Council－98/C411/01, 1998年12月17日）

(7) 中国

1) GB/T 191:2008　包装保管輸送図記号表示
2) GB 2312:1980　情報交換用符号化文字集合　基本集
3) GB 2893:2000　安全色
4) GB 2894:1996　安全標識
5) GB 4706.1:1998　家電及び類似用途電気器具の安全　第一部　共通要求
6) GB 5296.1:1997　消費品使用説明　総則
7) GB 5296.2:1999　消費品使用説明　第二部　家電及び類似用途電気器具の使用説明
8) GB 18030:2000　情報技術　情報交換用符号化文字集合 ～ 基本セットの拡張 ～
9) GB 18455:2001　包装回収表示
10) GB/T 19678:2005　説明書の制作 ～ 構成、内容及び表示方法

（参考）

「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン」
第３版からの主な改訂点

１．本ガイドラインの適用対象を改訂：（2.1項、2.2項、付表－５参照）

適用対象を表示内容と表示媒体に分けて説明した。表示内容は、平成21年４月１日から施行される長期使用製品安全点検制度・安全表示制度の説明は、本ガイドラインの対象外としたが、安全表示例の一部を付表－５で追加した。また、表示媒体は、警告表示を記載する媒体物を列記した。

２．用語・定義文の表現の改訂：（3.5項、5.1項参照）

ａ）注意図記号の適用概要説明で、破裂は感電に修正し、説明文の末尾を統一した（……する図記号）。家電製品を対象とした注意図記号では、破裂注意は限られた場合に使用されるので、使用頻度が高い感電に表現を変更した。

ｂ）注意の定義で、傷害を軽傷に修正した。警告の定義に使用している重傷に対して、表現上では軽傷が相応しいと判断した。（平成７年２月付、通商産業省　表示・取扱説明書適正化委員会がまとめた「消費生活用製品の警告表示のあり方について」の項目3.(4)警告のために用いるシグナルワード（警告表現用語）における定義文との整合を図る目的でもあった。）

３．JIS S 0101:2000「消費者用警告図記号」に合せた改訂：（3.5項、付表－２参照）

ａ）警告図記号の分類の順番を「禁止図記号」「注意図記号」「指示図記号」に修正した。

ｂ）付表－2の警告図記号の順番も上記と同様に変更し、図記号の番号も修正した。
1－01～1－09（注意図記号）は2－01～2－09に変更、2－01～2－07（禁止図記号）は1－01～1－07に変更した。

４．警告図記号の種類を最新版に改訂：（付表－２参照）

ａ）平成15年３月発行の「家電製品の安全確保のための表示に関するガイドライン第3版補足版」で追加した2種類の注意図記号を含め、19種を警告図記号として規定した。また、追加した注意図記号と使用上での区分を明確にするため、番号2－07（従来では1－07）の名称を“手や腕を挟まれないよう注意”に変更した。

ｂ）関連規格はJIS S 0101およびISO 7010において、規定されている記載個所を示した。

ｃ）平成19年度のアフターサービス委員会が実施した図記号認知度調査結果から、使用者（消費者）の認知度向上には、警告図記号の下に伝達補助表示を付加することが望ましい結果であったのでその旨を“４．警告図記号使用上の留意点”として追加した。

５．警告表示の在り方見直しＷＧの研究報告を反映した改訂

平成17年度から「PL関連委員会 警告表示の在り方見直しWG」として研究活動を開始し、平成19年度までの３年間の活動結果から、よりわかりやすい警告表示のあり方の提言内容を、以下の項目に盛り込み修正した。

ａ）項目3. 警告表示に関する基本的な考え方： 表示事項と配慮事項を加筆修正した。

ｂ）項目4. 警告表示の対象とする事項： 付表－6を含めて危険源抽出のための考え方を追加した。

ｃ）項目7.1 製品本体への表示： 表示する項目を明確化した。また、安全表示の種類として電子ディスプレイ媒体は、あくまでも補助的な手段とした。

ｄ）項目7.2 取扱説明書への表示： 従来は、個別に記載する“危害・損害の程度別警告表示方法”しかなかった。そこで、警告表示項目数が非常に多くなり、わかりにくいという消費者の声を解消する手段として、“集合警告表示方法”と“シーン別警告表示方法”の２種を追加し、有効な方法を選べるようにした。併せて、表示の留意点の内容を追加・修正した。また、警告図記号の大きさと説明文の文字サイズの原則を明確化した。

ｅ）付表３－(A)製品本体への警告表示の基本例、応用例：　従来の基本例のみでは表示するのに限界があったので、実際に賛助会員会社において採用している４種類の応用例を提示した。

①危害・損害の程度の応用例　②複数の警告表示の例

③一つの警告図記号で二つの警告表示の例　④警告ラベルが矩形でない例

ｆ）付表３－(B)取扱説明書への警告表示の例：　賛助会員会社において、採用している取扱説明書の警告表示例を導入文と本文に区分して提示した。本文においては、上記ｄ）で示した３種類の表示方法の例を提示した。

６．その他、今回見直した事項

ａ）項目6.5イラストの活用：“製品イラストを擬人化することは望ましくない”とした。これは、取扱説明書の警告表示の注目度を高め、雰囲気をやわらかくする効果を狙って擬人化したと思われる。しかし、この警告表示は重要でないと見られる可能性があり逆効果であるとの指摘から、警告表示項目の表現では、製品を擬人化(キャラクター化)することは望ましくないとした。なお、安全啓発資料・小児向けパンフレットや使いかた説明など、擬人化したイラストを採用することを禁止するものではないが、その扱い方には十分な配慮を願いたい。

ｂ）文字サイズの表記方法を、以下の例のように統一した。

例：　８ポイント（写植12級相当、文字高さ：３㎜相当）

ｃ）項目7.2.5　表示の留意事項；　本体表示と取扱説明書での、警告図記号の違いを説明した。また、簡易取扱説明書での安全表記の対応方法および電子取扱説明書の扱いについても説明した。

ｄ）カタログ、包装箱、包装資材への表示および安全点検マークに関して、より理解しやすくするために具体例を本文および付表に追加した。(7.3項、7.5項、付表－３(C)、付表－３(D)、付表－４参照)

ｅ）付表－７(A)(B)を、第３版発行後の情報に従い修正した。主な改訂点は、以下のとおり。

・日本国内で家電製品の表示および安全に関連する法律を列記し、通称も併せて備考に記載した。

・国際規格との対応の程度を明確にするため、IDT、MODおよびNEQの表示と各規格の最新版の年度表示も行った。

・ＥＵと中国の表示および安全に関係する規格を追加した。

ｆ）全体について、文意を変えない範囲で、文章表現を適宜修正した。

ｇ）項目11.ガイドラインの運用： ガイドラインの定期見直しを３年から５年に変更した。これは、JIS規格の定期見直し年数に合せた。

ｈ）警告図記号シート（清刷りシート）は、本ガイドラインから削除した。その代わりに(財)家電製品協会 家電製品の安全のホームページ（ http://www.aeha.or.jp/02/e.html ）からデータをダウンロードし、入手することができる。

以上

製品安全関連委員会　安全表示WGメンバー

（順不同）

製品安全関連委員会委員長		竹　中　　正	㈱東芝
製品安全関連委員会副委員長		植　松　和　夫	日立アプライアンス㈱
安全表示ＷＧ	主　査	山　崎　敏　正	パナソニック㈱
	副主査	角　田　俊　幸	ソニーマーケティング㈱
	委　員	波　多　秀　敏	三洋電機㈱
		山　口　佳　子	シャープ㈱
		是　枝　健　治	ダイキン工業㈱
		池　田　仁　士	㈱東芝
		植　松　和　夫	日立アプライアンス㈱
		柿　山　謙　次	パナソニック電工㈱
		池　田　和　夫	三菱電機㈱
		岸　智　彦	（社）日本ガス石油機器工業会
		斉　藤　祥　典	（社）日本電機工業会
		曽根原　誠	（社）電子情報技術産業協会
		内　田　光　則	（社）電子情報技術産業協会
		梅　田　博　巳	家電製品ＰＬセンター
事　務　局		沼　尻　禎　二	（財）家電製品協会
		久　松　富　雄	（財）家電製品協会

家電製品の安全確保のための
表示に関するガイドライン

平成 5（1993）年 12月　第 1 版
平成 9（1997）年 10月　第 2 版
平成 12（2000）年　5月　第 3 版
平成 15（2003）年　3月　第 3 版　補足版
平成 21（2009）年　3月　第 4 版

発行所 AEHA 財団法人 家 電 製 品 協 会

東京都港区愛宕 1 丁目 1 番11号
（虎ノ門八東ビル）
電　話　（03）3578－1311（代）